

※この法令は廃止されています。

平成二十一年政令第二百八十一号

子ども・若者育成支援推進本部令

内閣は、子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第三十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（庶務）

第一条 子ども・若者育成支援推進本部（次条において「本部」という。）の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

（本部の運営）

第二条 前条に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、子ども・若者育成支援推進本部長が本部に諮って定める。

附 則 抄

（施行期日）

1 この政令は、子ども・若者育成支援推進法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

（インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議令の廃止）

2 インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議令（平成二十年政令第三百七十九号）は、廃止する。

附 則 （令和五年三月三〇日政令第二二八号）抄

（施行期日）

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（少子化社会対策会議令等の廃止）

2 次に掲げる政令は、廃止する。

一 子ども・若者育成支援推進本部令（平成二十一年政令第二百八十一号）